

令和3年6月22日

保護者のみなさま

京都市立堀川高等学校
校長 橋 詰 忍

「緊急事態宣言」の解除及び「まん延防止等重点措置」発令を踏まえた教育活動について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、京都府全域への緊急事態措置が解除されるとともに、新たに、京都府知事から、令和3年7月11日までを期間とする「まん延防止等重点措置」が要請されました。

これに伴い、本校でも京都市教育委員会と連携しながら、下記のような対応をしてまいります。ご家庭におかれましてもこれまでに引き続き、日々の健康観察、マスクの着用、手指の消毒、規則正しい生活の維持にご留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 授業や学校行事について

(ア)感染リスクの高い活動については、延期するか、感染防止策を徹底したうえで実施する。

(イ)保健体育科・部活動においては、生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は避ける。

(ウ)保護者会・面談等については、感染症対策を徹底したうえで実施する。

(エ)校外活動の範囲を京都府内とする。

(オ)校外活動については、公共交通機関を利用する、不特定多数の人と接触する等、感染リスクが高いと判断される活動等について中止・延期する。ただし、広域から登校している本校の状況を踏まえ、校外の活動場所へ現地集合する場合にはこの限りではない。

※上記(エ)(オ)を受け、6月24日(木)の人権学習については、城陽市文化パルク城陽にて実施します。

2. 体育の授業や運動部の活動について

熱中症のリスクが高まることから、マスクを外してもリスクが少ない活動（集団で行う活動を避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数での活動を実施する際は、十分な距離を空ける）を基本に行う。

3. 部活動の活動時間や活動場所などについて

(ア)活動日の別を問わず、本市ガイドラインに基づく通常の活動（長くとも平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度）とする。また、活動場所や活動の参加者、参加できる大会については以下の通りとする。

	活動場所	活動の参加者	大会・発表会等への参加
6月21日（月）から 7月2日（金）まで	原則校内	本校生徒・教職員（部活動支援員・外部コーチを含む）	公式な大会・発表会等のみ参加可能
7月3日（土）から 11（日）日まで	府内での活動可	府内の学校との交流可	公式な大会・発表会等のみ参加可能
7月12日（月）以降	活動先の地域の感染状況、施設の感染症対策及び各自治体の対応方針に留意したうえで府外での活動可	府外の学校との交流可	大会・発表会等の参加についての制限なし

4. 地域諸団体等の学校施設利用について

まん延防止等重点措置が要請されている期間（7月11日まで）は、外部団体の学校施設の利用について、20時までに活動等を終了する。

以上